

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令の概要について

（消費・安全局動物衛生課）
（公布：令和2年6月24日）

I 改正の趣旨

- (1) 平成30年9月、我が国では26年ぶりに、悪性の家畜伝染病である豚熱（CSF）が岐阜県で発生し、以後、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県及び沖縄県でも相次いで発生しており、令和2年3月末現在で殺処分頭数は16万頭を超えるに至るなど、我が国では平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫以来、最悪の家畜伝染病事案となっている。
- (2) また、海外では、豚熱と同様に悪性の家畜伝染病であり、豚やイノシシに感染するアフリカ豚熱（ASF）についても、アジアを中心に急速に拡大しており、近年急増している訪日旅客者の多くがアジアから入国している中、我が国への同病の侵入リスクが最大限に高まっている。
- (3) これらを踏まえ、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）において、新たに家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散防止に係る措置を講ずるとともに、都道府県知事による飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、患畜等以外の家畜の殺処分制度の対象となる家畜伝染病の拡大、輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限の強化等の措置を講ずることにより、家畜防疫を的確に実施するため、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号。以下「改正法」という。）が本年4月3日に公布されたところである。
- (4) また、改正法の施行に伴い、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）において、令に規定する家畜伝染病の名称を変更するとともに、家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断の手続を定めるため、家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第201号。以下「改正令」という。）が本年6月24日に公布されたところである。
- (5) 本省令は、改正法及び改正令の施行に伴い、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）、獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）、動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）及び農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）について所要の規定の整備を行うものである。

※ 本省令の根拠規定：

- ・改正法及び改正令
- ・法及び令の規定
- ・家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第2項及び第9条の2第1項
- ・獣医療法（平成4年法律第46号）第17条第2項
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条第1項
- ・農業保険法（昭和22年法律第185号）第98条第1項第2号及び農業保険法施行令（平成29年政令第263号）第20条第2号

II 改正の概要

1 家畜の伝染性疾患の名称の変更関係

(1) 家畜伝染病の名称の変更（規則第1条等関係）

改正法により名称が変更されたブルセラ病等の家畜伝染病について、規則の規定及び家畜改良増殖法施行規則第13条の2第1号においても同様に名称を変更する。

(2) 届出伝染病の名称の変更（規則第2条等関係）

規則の規定、家畜改良増殖法施行規則第6条第1号及び第13条の2第2号並びに農業保険法施行規則第49条第1項第3号及び第85条第2号に規定する届出伝染病（牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛白血病等）について、日本獣医学会等からの提言や家畜衛生部会の意見を踏まえ、名称を変更する。

2 特定家畜伝染病防疫指針の対象疾患(特定家畜伝染病)の整備(規則第1条の3関係)

現行の法第3条の2第1項では、特定家畜伝染病防疫指針の対象疾患を全て農林水産省令で定めるものとしており、これを受け、規則第1条の3において、口蹄疫、豚熱等の悪性伝染性疾患に加えてBSE（伝達性海綿状脳症のうち牛に係るもの）を指定している。

今般、改正法により、悪性伝染性疾患については法律上明記した上で、特定家畜伝染病防疫指針の対象疾患を「特定家畜伝染病」と定義することとされたことに伴い、規則第1条の3において、悪性伝染性疾患を削るとともに見出しを改める。

3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充関係

(1) 衛生管理区域における消毒設備の設置方法等の整備（規則第14条の2及び第14条の6関係）

改正後の法第8条の2において、衛生管理区域に入る者に加えて当該区域から出る者にも、また、衛生管理区域に持ち込む物品に加えて当該区域から持ち出す物品にも、消毒義務が課せられるとともに、消毒設備の設置場所が、畜舎等の出入口付近から衛生管理区域の出入口付近に変更・統一されたこと等に伴い、消毒の効果的な実施に資するよう、

- ① 消毒設備の設置方法（規則第14条の2）について、改正後の法第8条の2の内容に即した規定内容に整備する。
- ② 消毒義務の対象物品（規則第14条の6）について、
 - ・ 衛生管理区域内において使用され、又は使用されたおそれがある物品であって、当該区域から出る者が当該区域から持ち出すものを追加する。
 - ・ 畜舎等に持ち込む物品に係る要件について、「衛生管理区域に持ち込む物品」に改めるとともに、「当該畜舎等において飼養される家畜に直接接触して使用される」を削除する。

(2) 飼養衛生管理者の選任基準及び研修内容等の整備（規則第21条の2（新設）及び第21条の3（新設）関係）

改正後の法第12条の3の2第1項及び第2項において、家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任した上で、必要な研修を受けさせることとされたこと等に伴い、飼養衛生管理者制度の円滑かつ効果的な運用に資するよう、

- ① 飼養衛生管理者の選任基準として、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の者を選任する（ただし、衛生管理区域が二以上ある場合において、これらの衛生管理区域が

隣接しているときその他飼養衛生管理者による業務の適切な実施に支障がないときは、二以上の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任すれば足りる）旨を規定する。

- ② 法第12条の3の2第2項に基づき、同条第1項の家畜の所有者は、飼養衛生管理者について、家畜の伝染性疾病の国内外における発生の状況・動向、国が定める飼養衛生管理基準の内容及び当該基準を遵守するための具体的な措置の内容、都道府県が定める飼養衛生管理指導等計画の内容等に係る知識及び技術の習得及び向上を図るよう努める旨等を規定する。

(3) 飼養衛生管理指導等計画の報告方法の整備（規則第21条の4（新設）関係）

改正後の法第12条の3の4第5項において、都道府県知事は、飼養衛生管理指導等計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、農林水産大臣に報告することとされたこと等に併し、農林水産大臣による都道府県知事に対する円滑な助言・指導に資するよう、飼養衛生管理指導等計画の報告方法として、策定又は変更後の飼養衛生管理指導等計画に即して飼養衛生管理に係る指導等を実施する前に報告する旨を規定する。

(4) 家畜の所有者による定期報告の様式及び事項の変更等（改正後の規則第21条の5及び第21条の6関係）

法第12条の4に基づき、毎年、家畜の所有者が都道府県知事に行うこととされている、飼養衛生管理の状況等に関する定期報告について、

- ① 飼養衛生管理基準の遵守状況の正確かつ緻密な把握により、都道府県知事がより実効的に指導等を実施できるよう、その運用上の実態に応じてより柔軟に報告様式を見直せるようにするため、定期報告の方法（現行規則第21条の2）における報告様式を削除する（今後は、報告様式を農林水産省ウェブサイトに掲載する）。
- ② ①に併し、定期報告の報告事項（現行規則第21条の3）において、「飼養衛生管理基準の項目ごとに、当該項目の遵守状況及び当該項目を遵守するための措置の実施状況」を報告させるよう措置するとともに、家畜の所有者における飼養衛生管理者の選任状況を把握できるよう、同項に「家畜の所有者及び飼養衛生管理者の氏名、住所及び電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の連絡先等」を追加する。

(5) 飼養衛生管理に係る指導・助言、勧告及び命令の方法の整備（規則第21条の8から第21条の10まで並びに第41条の3及び第41条の4（新設）関係）

都道府県知事が実施する、改正後の法第12条の5の規定による指導及び助言、改正後の法第12条の6第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令並びに改正後の法第34条の2第1項の規定による緊急の勧告及び同条第2項の規定による緊急の命令について、適正かつ効果的な実施に資するよう、その方法として、対象とする家畜の所有者に対し、指導・助言等をする旨、改善すべき事項の内容、具体的な改善方法、改善すべき期限（※）等を記載した文書を交付する旨を規定する。

※ 文書を交付した日から2週間以内（緊急の勧告・命令については1週間以内）。ただし、施設整備等が必要等の理由により当該期間内の改善が困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間。

(6) 飼養衛生管理の状況等の公表方法の整備（規則第21条の11（新設））

改正後の法第12条の7に基づき、農林水産大臣が行う、各都道府県における飼養衛

生管理の状況、飼養衛生管理指導等計画の実施状況及び家畜防疫員の確保の状況の公表について、円滑かつ効果的な実施に資するよう、その方法として、毎年1回、これらの状況について都道府県ごとに整理して行う（ただし、農林水産大臣が必要と認めるときは、特定の都道府県について臨時に行うことができる）旨を規定する。

4 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止措置の法への位置付け関係

(1) 通行の制限又は遮断の手續（規則第15条の2関係）

改正後の令第7条（新設）において、家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断の手續について、令第5条（家畜における家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断の手續）の規定を準用する予定としていることに伴い、通行の制限又は遮断を行う際の掲示事項を定める規則第15条の2に、「令第7条において令第5条第3項を準用する場合を含む」旨を追記する。

(2) 要消毒畜舎等及び要消毒倉庫等における消毒設備の設置方法等の整備（規則第33条の2等関係）

改正後の法第25条第6項、第26条第6項及び第28条第2項において、要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の定義に、これらの敷地を含めることとされたことに加え、当該要消毒畜舎等又は当該要消毒倉庫等から出る者・車両のみならず、当該要消毒畜舎等又は当該要消毒倉庫等に入る者・車両にも消毒義務が課せられたこと等に伴い、消毒の効果的な実施に資するよう、消毒設備の設置方法（規則第33条の2）等について、改正後の法第25条第6項等の内容に即した規定内容に整備する。

(3) 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止措置の追加に伴う規定の整備（規則第38条等関係）

改正後の法第26条第1項において、「家畜伝染病のまん延」に「家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散」を含むこととされたこと等に伴い、「家畜伝染病のまん延」を規定する規則第38条等において、改正後の法第26条第1項等の内容に即した規定内容に整備する。

(4) 家畜以外の動物の検査、注射、薬浴又は投薬の方法の整備（規則第40条関係）

改正後の法第31条第2項において、都道府県知事は、家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による当該伝染性疾患の病原体の拡散を防止するため必要があるときは、当該動物の検査、注射、薬浴又は投薬を行うことができるとされたこと等に伴い、検査等の円滑かつ効果的な実施に資するよう、検査等の方法（規則第40条）として、「法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定める方法とする」旨を新たに規定する。

(5) 家畜等の移出の制限に係る告示事項の追加（規則第41条の2関係）

今般のCSF発生事例においては、野生イノシシや農場でのCSFの発生状況等を踏まえ、CSFの発生リスクが高まっている地域を対象に、当該地域内の農場の空舎化を促す措置（早期出荷）を実施していたところ、これを法令に基づく強制力を持った措置として実施できるよう、法第32条第2項に基づき、農林水産大臣が家畜等の移動の制限を行う場合の告示事項（規則第41条の2）として、「早期出荷措置（一定の

期間以後に出荷が予定されていた一定の区域内の家畜を一定の期間内に早期に出荷又は処分する措置)を行う場合にあってはその出荷先又は処分に係る化製場若しくは死亡獣畜取扱場」を追加する。

5 輸出入検疫に係る措置の見直し関係

(1) 輸入検査証明書の添付の除外の対象の追加(規則第46条関係)

規則第46条第1項では、指定検疫物への輸入検査証明書の添付義務(法第37条第1項)を適用しないことがやむを得ないとして農林水産大臣が指定する場合を規定しているところ、近年JRAや国立感染症研究所などが実施する事業に要する指定検疫物に該当する物品の輸入に際し、輸入検査証明書を発行しない諸外国の政府機関が増加していることを踏まえ、本指定の対象に「農林水産大臣が指定する施設において試験研究の用に供するための指定検疫物(規則第46条第1項第2号に規定する血清を除く。)を輸入する場合」を追加する。

(2) 輸出検査申請書の事前提出手続の対象物品の追加(規則第51条の2関係)

規則第51条の2では、偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液を輸出しようとする場合、検査手続に特別時間を要することから、原則輸出の90日前までに輸出検査申請書を提出しなければならない旨を規定しているところ、近年、受精卵及び未受精卵の洗浄、冷凍保存等の技術が開発され、これらの物についても輸出入取引がなされるようになっており、精液と同様に検査に特別時間を要することを踏まえ、本手続の対象に偶蹄類の動物及び馬の「受精卵及び未受精卵」を追加する。

(3) 家畜防疫官の廃棄の基準の整備(規則第56条(新設)関係)

改正後の法第46条第4項に基づき、家畜防疫官は、検査の結果、輸出入検疫に係る規定に違反している事実があると認めるときは、当該物品を廃棄することができることとされたことに伴い、適正かつ円滑な実施に資するよう、廃棄の基準として、廃棄する物品は適切な方法・場所で焼却すること等を規定する。

6 その他

(1) 特定症状を呈している家畜の届出方法の追加(規則第26条関係)

改正法により、法第13条の2に規定による特定症状の届出義務違反の罰則規定が変更されたことに伴い、証拠保全の観点から、届出は口頭のみならず、文書でも行うことができるよう措置する。

(2) 罰則規定の明確化に伴う規定の整備(規則第44条の2及び第56条の16関係)

① 病原体の輸入に関する届出(規則第44条の2関係)

法第36条の2第1項に基づく病原体の輸入に関する届出について、同項では「病原体を輸入しようとする者は、・・・届け出なければならない」としている一方、規則第44条の2では、「届出は、・・・入港し、又は着陸することとなつている日までに・・・しなければならない。」としている。

改正法により、当該届出義務違反の罰則規定の規定ぶりが明確化されたことに伴い(改正後の法第65条第3号)、罰則の適用時点が一致しないこととなっているため、この不一致を是正するための規定の整備を行う。

② 病原体の滅菌譲渡の届出(規則第56条の16関係)

法第46条の11第2項に基づく病原体の滅菌譲渡の届出について、同項では「・・・滅菌譲渡をしようとするときは、・・・届け出なければならない」としている一方、規則第56条の16では、「届出は、・・・当該各号に定める日から3日以内に行わなければならない」としている。

①と同様、改正法により、当該届出義務違反の罰則規定の規定ぶりが明確化されたことに伴い（改正後の法第67条第2号）、罰則の適用時点が一致しないこととなっているため、この不一致を是正するための規定の整備を行う。

(3) アフリカ豚熱に関する特例の削除（規則附則第2条から第5条まで関係）

改正法により、アフリカ豚熱に関する特例が削除されたことに伴い、規則においても、原始附則第2条から第5条までを削除する。

(4) 各種様式の整備（規則別記様式関係）

規則に定める別記各種様式について、改正法の施行に伴い所要の整備を行う。

(5) その他

このほか、改正法の施行に伴う定義や規定ぶりの整理、必要な経過措置等の整備を行う。

Ⅲ 施行期日

- ① Ⅱ3（3）：改正法附則第1条第2号に基づき政令で定める日（令和3年4月1日）
- ② Ⅱ4（4）：改正法附則第1条第3号に規定する日（令和3年4月1日）
- ③ ①・②以外：改正法の施行の日（令和2年7月1日）

(以上)